

3. 住まいの遮音

3.1 住まいの音響性能の設計目標値

音響問題に限らず私たちをとりまく環境とか建物の性能について色々と検討する際に、許容値、怒限量という言葉がよく使われています。この許容値という言葉からうける感じは、少なくとも建物の音環境を考えるには馴染まないものと考えています。なぜならば、そこから受け取られるものには、最低限ここまで確保したい、これ以上の大きな音にしたくない、など私たちが生活するうえでの必要最小限の性能を決めているという感じがします。

音環境に限って考えてみても、私たちの住む環境はどうあるべきか、どのようにあってほしいのか。これが設計目標値を設定する時の基本です。これは音環境の設計者のみが検討をするものでなく、私たち全てが話題にしなければならないものであります。設計目標値は、よりよい住まいの音環境がどのようにあってほしいのかを考え、前向きの姿勢で対応していくなければならない問題です。したがって、許容値や怒限量という考え方であってはならないと思います。

もちろん、実際の建物の設計では、経済性という要素が表面に強く現れて、設計時の性能そのものに影響を与えることもあるということは否定できませんが、それでも望ましい性能が何であるかを考えるのが最初であると思います。

建物の音響性能について語るときは、少しでもよい音環境を目指して、の気持ちを込めて設計目標値という言葉を使いたい。このような意識を持つことが先ず必要だと考えます。

私たちは、音、温熱、光、空気質などの建物の環境性能についてもっと関心を持ち前向きの姿勢での発言のあることが望まれます。これによって研究も、技術も進歩します。

3.2 音響障害

多くの住まいが建設されている中では、音響障害という言葉が聞かされることも少なくありません。とくに集合住宅に入居した人からの音に関して申し立てられた苦情は、建物に音響障害が発生したとされ、欠陥ありとされることが多いのですが、本当にそうでしょうか。この問題は大きく輪を広げて話し合う時期にきていると考えています。建物供給者も、設計者も、住む人も一緒に輪に加わり住環境についてみんなで話し合うことが出来ないでしょうか。そのような場が公的に設けられる必要もあると思います。

音響障害に対する一つの考え方として、現在の設計・技術体系の中で標準以上の性能水準に設定された設計目標値を、建物竣工後の測定によって音響性能値としてそれを充足していて、それを建物販売時、あるいは入居契約時に入居者に明らかにされていた場合には、入居後に生じた音響性能に関しての苦情は、建物供給者側の責任としての音響障害とは考えない、言い切ったら風当たりが強くなるのでしょうか。

